

令和 8 年

第 2 回庄原市議会定例会議案

(3月その2)

庄 原 市

令和8年第2回庄原市議会定例会議案目次（その2）

議案第63号	庄原市介護保険条例の一部を改正する条例	1
議案第64号	工事請負契約の変更について	3
議案第65号	損害賠償の額を定めることについて	7
議案第66号	令和7年度庄原市一般会計補正予算（第8号）	別冊
議案第67号	令和7年度庄原市住宅資金特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第68号	令和7年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第69号	令和7年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第70号	令和7年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第71号	令和7年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第72号	令和7年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第73号	令和7年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第74号	令和7年度庄原市下水道事業会計補正予算（第5号）	別冊
議案第75号	令和7年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）	別冊

議案第 63 号

庄原市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 13 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市介護保険条例の一部を改正する条例

庄原市介護保険条例（平成 17 年庄原市条例第 152 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 8 年度分の保険料の減免の特例）

- 14 市長は、令和 8 年度分の保険料について、第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者に対し、申請によらずに減免することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い、令和7年度税制改正による見直しに伴う令和8年度の保険料に係る特例減免の規定を設けるとともに、当該減免について申請によらずに対応することを可能とするため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 64 号

工事請負契約の変更について

令和 6 年第 6 回庄原市議会臨時会議案第 100 号により議決を得た交流宿泊施設整備事業 庄原市交流宿泊施設空調更新工事の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、庄原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 226 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 13 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

- | | |
|--------|-------------------------------------------------|
| 1 事業名 | 令和 6 年度(明許繰越)施行
交流宿泊施設整備事業 |
| 2 工事名 | 庄原市交流宿泊施設空調更新工事 |
| 3 工事場所 | 庄原市新庄町 |
| 4 請負金額 | 変更前 195, 113, 600 円
変更後 204, 532, 900 円 |
| 5 請負業者 | 広島県広島市南区大須賀町19番13号
山陽空調工業株式会社
代表取締役 浅田 博昭 |

(提案理由)

令和6年第6回庄原市議会臨時会議案第100号により議決を得た交流宿泊施設整備事業 庄原市交流宿泊施設空調更新工事の請負契約の請負金額を変更しようとするものであるが、変更後の請負金額が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

工事請負契約の変更について

1. 変更の概要

本工事では、空調機器等の納期が確定した後、施工場所である桜花の郷ラ・フォーレ庄原の休館期間を踏まえた施工時期について施設管理者と協議した結果、当初工期を1年間延長し、令和7年12月から工事に着手することとなった。

工期を1年間延長したことにより、社会経済情勢の変動による原材料価格の高騰、エネルギー価格の上昇、労務費の上昇等の影響を受けることとなり、これらの工事代金の高騰分について、今回追加計上するものである。

また、施設管理者との工事に係る打合せの結果、施工期間において冷蔵庫等の機器へ電力を供給し続ける必要があることから、仮設電源に係る費用についても追加計上するものである。

2. 工事の概要

工種	当初	変更後
【工事内訳】		
ヒートポンプチラー更新工事	一式	一式
熱源機器設備工事	一式	一式
空冷ヒートポンプチラー	5.0 基	5.0 基
客室ファンコイル更新工事	一式	一式
熱源機器設備工事	一式	一式
ヒートポンプ付ファンコイルユニット	62.0 台	62.0 台
配管・電源工事	一式	一式
仮設電源工事（冷蔵庫外）		一式
撤去工事	一式	一式

議案第 65 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 13 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

- | | |
|---------|----------------|
| 1 損害賠償額 | 4 5 1, 3 9 6 円 |
| 2 債 権 者 | 庄原市外に在住する個人 |

（提案理由）

令和 8 年 3 月 11 日の相手方との協議において、損害賠償額の提示があったため、議会の議決を求めるものである。

事 故 報 告 書

- 1 事 故 発 生 日 時 令和7年10月8日 午後0時55分頃
天気 晴れ

- 2 事 故 発 生 場 所 世羅郡世羅町大字徳市
町道安田賀茂線

- 3 相 手 方 庄原市外に在住する個人

- 4 事故原因及び状況 公用車（市職員運転）により町道安田賀茂線を走行中、県道56号府中世羅三和線との交差点において、運転者の安全確認不足により、右側から走行してきた相手方車両（世羅町公用車）の左前方部に追突し、相手方車両の同乗者を負傷させたものである。
損害賠償額は、治療費、通院交通費及び傷害慰謝料である。

